

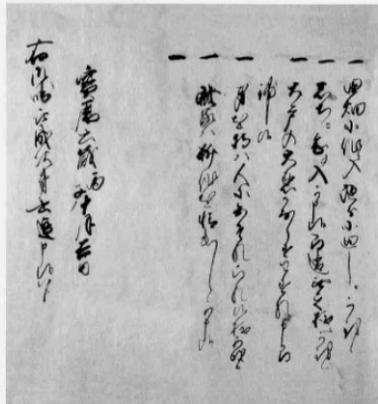
身持

- 遠方へ出で、買入れ等^{つとまう}仕るまじく候
- 市あきない(商)仕るまじく候、殊にしふ(澁川・高崎へ持ち出し売り申すまじく候)
- 何道具にても、能き物代下直に^{かた}もとめ申すまじく候
- 方々へ甚だかり商い仕るまじく候
- 麦・ひえ(稗)殊の外下直候わば買置き致すべく候
- まゆ・たばこ、これ年々少々すつは買い申すべく候
- じよう(情)をはり申すまじく候(稗)
- 利くつ(理屈)申すまじく候
- 及ばずとも、じひ(慈悲)を心懸け申すべく候
- おこり少しも致しまじく候
- おくもん(学問)情(稍)出し申すべく候
- 田畑小作に入れ、随分小題しに致すべく候
- しち(實)に念を入れ申し候、間違ひこれ無き様に致すべく候
- 大戸の大恩(大戸村の加部家のこと)かならずわすれず申すまじく候
- 身を持たぬ人におそれられ候致すべく候
- この家は耕作を情出し申すべく候

宝暦六歲丙子の十月吉日

右お咄し成られ次第書き返(留)め申し候、以上

*下直(下領、安領のこと)



この史料は、伊能家に残されている家訓です。伊能家は、もともと沼田藩真田家の家臣で真田家の改易により吾妻郡岩井村(現吾妻町岩井)に土着し、農業や商業活動を幅広く営むかたわら江戸時代後期に名主を務めた家です。

この文書は、伊能善治郎宗保(1712~1756)が45歳で亡くなる直前の宝暦6年(1756)10月に書き残した家訓の下書です。内容は6ヶ条の条目と16ヶ条の身持から構成され、伊能家の相続、家計、商売、経営などに関する事柄など日常生活のあり方にもふれた処世訓です。6ヶ条の条目には、家の維持経営に関することが書かれています。長男に家を継がせ、二男がいれば婿や養子に出したり医者などにすることや、金を貸す時の注意、裕福になっても贅沢をしないこと、子々孫々まで遊芸は習わせないことなどが記されています。

身持の部分には、農産物売買に関する指針と処世訓が書かれています。特に売買については遠方へ行つての買入れや市商いなどをしてはならないこと、麦・稗が安ければ買置き置くことなどが触れられ、取引場所や扱っている農作物の品目まで言及している点が具体的といえます。

(参考資料)『群馬県史』通史編6 171~207頁